

保険金額が不足していることは、ありませんか 一部保険では、十分な補償が得られません ——損害額が契約金額以下であっても、全額受け取れるとは限りません——

学生ハウジングでは、入居される方に安心して生活していただくために、火災保険に入らせていただいております。契約金額についても万一の時に受取金額が少なくならないように保険価額いっぱいに定めています。しかし、家主様は賃貸されているマンションやパートあるいは、ご自宅の火災保険の保険金額は、十分に掛けられているでしょうか。

表題のように、保険価額いっぱいに契約金額を定めていない場合は一部保険となり、害保険金を少なく支払われるということになってしまいます。

なぜ、このようなことが起こるのでしょうか。それは、損害保険金の算出のしかたが下記のようになっているからです。

$$\left\langle \text{損害額} \times \frac{\text{契約金額}}{\text{保険価額} \times 80\%} = \text{受取り保険金} \right\rangle$$

(損害保険金)

(但し、受取り保険金額は、契約金額か損害額のいずれか低い方が限度となります。)

※保険価額とは同一程度のものを再築または再取得するのに必要な金額から古くなった度合いに応じた減価額を差し引いた残額をいいます。

■例えば……損害額400万円、保険価額1,000万円の時

契約金額	受取り保険金 (損害保険金)	
Aさん 800万円	$400\text{万円} \times \frac{800\text{万円}}{1,000\text{万円} \times 80\%} = 400\text{万円}$	400 万円
Bさん 500万円	$400\text{万円} \times \frac{500\text{万円}}{1,000\text{万円} \times 80\%} = 250\text{万円}$	250 万円

このように損害額が契約金額以内でも、その全額を受け取れないこととなります。

さらに、他の保険金の支払額にも影響します。

●臨時費用保険金

	損害保険金 × 30% (100万円限度)
Aさん	100万円
Bさん	75万円

●残存物取片付け費用保険金

	損害保険金 × 10%
Aさん	40万円
Bさん	25万円

このように、保険価額の80%以上に契約金額を定めないと不利益になってしまいます。家主様の保険の契約金額は、妥当でしょうか。学生ハウジングは、火災保険の上級代理としても業務を行っています。この機会に、保険価額の査定をさせていただきますので火災保険の見直しをされてはいかがでしょうか。